

# 仕 様 書

## 1 工事名

山武郡市振興センター 3階教育支援課空調設備更新工事

## 2 工事場所

千葉県東金市東岩崎 1 番地 1 7

山武郡市振興センター

## 3 工期

契約締結日の翌日から令和 6 年 8 月 3 1 日まで

## 4 工事概要

本工事は、山武郡市振興センター 3階教育支援課の空調設備について、使用開始から 20 年以上が経過し故障が生じた際は修繕が困難であることから、予防保全として空調設備を更新する工事である。

- (1) 既設空調設備の撤去及び処分
- (2) 新設空調設備取付工事、電気工事、配管工事等一式
- (3) その他、試運転調整等

## 5 仕様

### (1) 更新空調設備

ア 既設空調設備（メーカー：ダイキン工業）

3階教育支援課

名 称	機 器 仕 様
ビル用マルチエアコン	1 室外機：RSXYP280M 1台 ・電源タイプ：三相 200V (50Hz) ・屋上に設置
	2 室内機：天井埋込カセット形マルチフロータイプ FXYP71M 4台 ・電源タイプ：単相 200V (50Hz)
	3 リモコン：BRC1C1 3台

イ 新設空調設備

3階教育支援課

名 称	機 器 仕 様
ビル用マルチエアコン	1 室外機：1台 ・10馬力以上 ・冷房能力／暖房能力：28.0kw／31.5kw ・電源タイプ：三相200V（50Hz） （参考機種） RQYP280FC（ダイキン工業） 2 室内機4台 ・天井埋込カセット形マルチフロータイプ ・電源タイプ：単相200V（50Hz） ・冷房能力／暖房能力：7.1kw／8.0kw （参考機種） FXYFP71NB（ダイキン工業） 3 液晶ワイヤード運転リモコン：3個

※ 新設空調設備は、既設機器仕様と同等能力以上の新品とする。  
（参考機種の同等品可）

※ 機器等の能力は、J I S条件によるものとする。

(2) 設置場所

既設空調設備と同じ設置箇所とする。詳細については別添平面図のとおり。

(3) 施工

ア 既設空調設備の機器等について撤去を行うこと。

イ 冷媒管、室内外連絡線、リモコン制御線は既設利用とする。ただし、現地調査の結果、再利用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。

ウ ドレン配管は、既存のものに再接続するものとし、必要な箇所に塗装、保温ラッキングなど補修を行うこと。ただし、現地調査の結果、再接続に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。

エ 電気工事は、原則、既設配線を再利用し、再接続する。ただし、現地調査の結果、再利用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。

オ 各機器及び既設周辺機器が正常に稼働できるように電源を確保する。

カ 空調設備の室外機の設置は、既存の基礎を使用し、接着系アンカーにより固定する。

キ 各設備における装置全体の施工完了時に試運転及び各種試験調整をする。

ク 本工事の完了に際し、清掃を行うこと。

## 6 現場代理人及び主任技術者

- (1) この工事を施工するときは、現場代理人及び主任技術者を置き、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項の処理並びに工事施工上の技術管理を行わせるものとする。
- (2) 現場代理人と主任技術者との兼務については、その兼務者が主任技術者の資格を有する者で、書面による承諾を受けた場合に限るものとする。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を添え、工事着工前に届け出るものとする。

## 7 提出書類

受注者は、着工及び竣工書類、図面については、次の各号に掲げる書類等を提出するものとする。

### (1) 着工書類

ア 着工届	1 部
イ 工事工程表	1 部
ウ 現場代理人届	1 部
エ 主任技術者届	1 部

### (2) 竣工書類、完了後提出書類

ア 工事完了届	1 部
イ 報告書類（工事写真、竣工図等）	1 部
ウ 検査試験成績書	1 部
エ 取扱説明書	1 部
オ 産業廃棄物マニフェスト（写し可）	1 部
カ その他、発注者が指示するもの	

## 8 工事の着手及び終了

- (1) 現場代理人は、作業に当たりその前日までに監督職員宛てに通知するものとする。
- (2) 現場代理人は、作業に着手する前に、監督職員及び関係箇所へ連絡する

ものとする。

- (3) 現場代理人は、作業が終了したとき、その状態を確認し、監督職員へ報告するものとする。

## 9 監督職員の立会い

監督職員が立会いを指示した作業は、監督職員の立会いのもとに行わなければならない。

## 10 部品交換

本工事で予定外の部品交換が発生した場合、軽微なものについては本工事に含むものとする。

## 11 検査

本工事完了後に、検査職員が「5 仕様」に基づき検査を行う。

## 12 保証

本工事完了後、1年間を保証期間とし、発注者の責によらない不具合については無償で修理すること。

## 13 一般事項

- (1) 本工事の遂行に当たっては、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 必要に応じ、施工箇所及びその周囲をビニールシート等の適切な方法により養生すること。
- (3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき冷媒を回収、措置を行うこと。
- (4) 既存構造物等を破損及び汚損した場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。
- (5) 本仕様に記載されていない事項で、疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

## 14 環境配慮

- (1) 本工事においては、環境に配慮し省エネルギーに努めなければならない。
- (2) 本工事により発生する騒音・振動等は、極力低騒音、低振動の工法を採用する等、抑制に努めること。

- (3) 空調設備機器の選定は、省エネ型とすること。
- (4) 今回新たに敷設する場合は、電線・ケーブル類はEMケーブル（エコケーブル）を用いること。
- (5) 本工事において発生した産業廃棄物は関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分することとし、マニフェスト等の写しにより廃棄物の最終引渡場所等を報告すること。

## 15 安全対策

- (1) 現場代理人及び主任技術者は、あらかじめ事故防止上必要な事項について、打ち合わせを行い、工事に起因する事故の防止に努めなければならない。特に異常時における対策については、事前の手配を十分に講じておかなければならない。
- (2) 高所作業等、作業中危険のおそれがある作業については、照明、足場等の改善、危険箇所等の表示、その他必要な措置を講じ、災害発生起因の除去に努めなければならない。
- (3) 現場代理人は、工事作業員に対し、作業前に次の各号に定めるところにより指示を行い、知得させるものとする。
  - ア 作業員の健康状態、服装等に対する注意、並びに作業内容及び作業方法の明確な指示をすること。
  - イ 工具及び保護具の使用前の点検及び使用上の指示をすること。

## 16 その他

- (1) 本工事における作業時間は、原則、平日午前9時から午後5時までとする。ただし、やむを得ず休日に作業を行う場合は、事前に監督職員と協議すること。
- (2) 本工事に使用する電力、用水等は全て発注者の負担とする。